

本手順書は、各業務の参考例として送付するものであり、各地方公共団体の実情に応じて、個々の業務内容・業務手順・委託の可否等については、検討の上で使用することを想定している。本手順書の作成にあたっては、所管省である国土交通省の協力を得ているところである。

市区町村の窓口業務に関する 手順書

(委託範囲の切り分けを含む)

区分	業務名	页数
自動車臨時運行許可	臨時運行許可証等の交付等	2
	臨時運行許可証等の返納の受付	5

黄色塗りつぶし・・・委託可能業務

赤色塗りつぶし・・・委託事業者による実施が認められない業務

業務名	臨時運行許可証等の交付等
-----	--------------

区分	業務手順	備考
受付	自動車臨時運行許可申請書の確認 ・記入例と照合して、記入漏れがあれば、自動車臨時運行許可申請書(以下「申請書」)に記入を求める。	道路運送車両法第34条第2項 道路運送車両法施行令第4条 道路運送車両法施行規則第20条
	本人確認書類の確認 ・申請者と来庁者の関係を確認する。 ・来庁者の本人確認書類の提示を受ける。 ・顔写真がある書類の場合、面前の人物と同一であるか確認する。 ・来庁者の同意を得て、本人確認書類の写しを取る。	
	提示書類の確認 ・自動車損害賠償責任保険(共済)証明書と、自動車検査証等(当該自動車を確認できる証明書)を確認する。	自動車損害賠償保障法第9条第1項
	申請書と提示書類との照合 ・申請書と提示書類に記載されている内容が一致しているか確認する。	
	申請内容の確認 ・運行の目的、運行の経路、運行の期間、及び申請先・申請日が適切であるか確認する。	道路運送車両法第35条第1項、2項、第3項、第5項 道路運送車両法施行規則第21条
許可	臨時運行の許可 ・上記「自動車臨時運行許可申請書の確認」から「申請内容の確認」の項目について、確認を行う。 ・自動車損害賠償責任保険(共済)証明書に記載された保険期間が臨時運行許可の有効期間を重複する期間となっているか確認し、 臨時運行の許可を決定する。	道路運送車両法第34条第1項、第2項、 自動車損害賠償保障法第9条第1項、第5項

作成	<p>臨時運行許可証の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時運行許可証(以下「許可証」)に下記の所定事項を記載する。 ○運行の目的 ○運行の経路 ○有効期間 ○許可を受けた者の氏名又は名称及び住所 ○許可を受けた自動車の情報(車名、形状、車台番号) ○臨時運行許可番号標番号 ・許可証に公印及び申請書との契印を押印する。 	<p>道路運送車両法第 35 条 5 項 道路運送車両法施行規則第 22 条及び第25条第1項</p>
交付	<p>手数料の徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車臨時運行許可手数料を徴収する。 	
	<p>許可証の交付・番号標の貸与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可証を交付し、臨時運行許可番号標を貸与する。 	<p>道路運送車両法第 35 条第 4 項</p>
	<p>提出書類の返却</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書以外の提出書類を申請者に返却する。 	
	<p>返納期限等の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口頭または文書により返納期限を伝達し、悪質な未返納者には告発等を行う旨を説明する。 ・不正使用の禁止、紛失防止、番号標の表示基準について説明 	
交付後の業務	<p>許可簿への記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時運行許可簿に下記の所定事項を記載する。 (例示) ○申請者の氏名・住所・連絡先(電話番号) ○許可を受けた自動車の情報(車名、形状、車台番号) ○運行の目的 ○運行の経路 	

	<ul style="list-style-type: none"> ○有効期間 ○自動車損害賠償責任保険(共済)証明書の証明書番号、保険会社名、保険期間 ○貸与した臨時運行許可番号標の番号 	
<p>交付後の 業務</p>	<p>書類の保管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書、本人確認書類の写し等を保管する。 	

黄色塗りつぶし・・・委託可能業務

赤色塗りつぶし・・・委託事業者による実施が認められない業務

業務名	臨時運行許可証等の返納の受付
-----	----------------

区分	業務手順	備考
受付	臨時運行許可証等の返納の受付 ・臨時運行許可証(以下「許可証」)及び貸与した臨時運行許可番号標の返納を受ける。	道路運送車両法第35条第6項
	返納の確認 ・臨時運行許可簿に基づき、返納された許可証及び臨時運行許可番号標の確認を行う。	
	紛失の受付 ・紛失届の記入漏れ・押印漏れを確認する。	
督促	未返納者への督促 ・有効期間の満了から5日以内に返納されているか確認する。 ・未返納者へ電話又は書面で督促を行い、処理簿へ記録を行う。	道路運送車両法第35条第6項
受付後の業務	許可簿への記載 ・臨時運行許可簿に返納の年月日等を記載する。	
	書類等の保管 ・許可証及び臨時運行許可番号標を保管する。	